

## 「知的財産教育ガイダンス」発行にあたって

医療福祉の向上と特許とは一見相容れない関係のようにも見えます。しかし、新しい医学研究の成果を医療の現場で実現させるために、特許などの知的財産権の存在は欠かせません。特許以外にも、産業界と手を組んで研究をすすめる過程において、法律的な側面や倫理的な側面で留意しなければならない問題がたくさん出てきます。臨床研究や共同研究開発の道筋についての知識やノウハウも重要です。これらの内容については、研究を行う現場でも十分に認識を深めておくことが大切であるにもかかわらず、医学研究者に対して直接的な教育が施されてこなかったのが現状です。

このような背景を踏まえ、札幌医科大学では、大学院生を始めとする医学研究者や学部生を対象とした知的財産教育を進めております。平成17年には「医学研究者・地域医療従事者支援型知財教育」の4年間の取り組みが文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に選定されました。本プログラムは、大学や医療現場で研究を行っている大学院生等医療研究者の様々なニーズに適合したコース別知的財産教育を提供することを特徴としていますが、特に、研究に従事する上で最低限必要な知財リテラシーを身につけていただくことを中心的課題に据え、講義やシンポジウムなど、様々な企画に取り組んでおります。

今回、平成18年度から19年度に開催した知的財産教育講義のテーマを基に、医学研究者向けの知財知識をまとめた冊子「知的財産教育ガイダンス」を発行することになりました。本講義でお話いただいた先生にご無理をお願いして、講義のテーマの内容に関連した問題意識を喚起するようなイントロダクション的な紹介文と設問を執筆していただきました。それぞれが重みのある内容であり、諸先生方にはこの場を借りて深くお礼申し上げます。

本冊子が医学研究者における様々な分野で活躍されている皆様にとって、知的財産に対する理解向上の一助となりましたら幸いです。

平成20年3月

札幌医科大学附属産学・地域連携センター副所長・弁理士  
知財教育実行組織チーフ  
医学部衛生学講座准教授  
石埜 正穂